

福岡市

基礎情報

【人口】 1,538,681 人 【世帯】 764,820 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

母子世帯数：19,970 世帯 父子世帯数：2,777 世帯（平成 23 年度福岡市ひとり親家庭実態調査結果より）

概要

○福岡市では、市立ひとり親家庭支援センターで、母子家庭等就業・自立支援センター事業として、ひとり親家庭向けの各種相談を実施している。相談を受ける中で、養育費の取り決めや親権等、法律上の問題についての相談が増加したため、ひとり親家庭支援センターを管理・運営している NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡と福岡県弁護士会とが契約を結び、毎週土曜日 14 時から 16 時に弁護士相談を実施している。

○平成 27 年度から、福岡市内の各区役所では離婚届を取りに来た市民に対し、離婚届の書き方に加えて、「養育費・面会交流について～子どものために話し合っておくこと～」というリーフレットを配布し、養育費・面会交流の取り決めに関する周知を行うとともに、ひとり親家庭への更なる啓発のため、養育費や面会交流に関するセミナーを実施している。セミナーを実施する際、「養育費」や「面会交流」という言葉を使うとテーマに関心のある父母は参加するものの、面会交流に抵抗のある監護親やテーマにあまり関心のないひとり親は参加しないことが多い。「養育費・面会交流セミナー」だけでなく、精神科医という専門職の立場から、仕事と子育ての両立等のひとり親家庭の子育てに関する悩みや疑問についてヒントを得る講座の中で、子どもの成長に父母との関わりが重要であることを説明しながら「ひとり親家庭の子育てと子どもの気持ち」という子育てセミナーを実施している。

（1）離婚問題に詳しい女性弁護士を配置し、就業中のひとり親でも来訪しやすい土曜日に法律相談を実施（母子家庭等就業・自立支援センター事業のうち養育費等支援事業）

①実施の背景

福岡市では、福岡市立ひとり親家庭支援センター（以下、「ひとり親家庭支援センター」）で、母子家庭等就業・自立支援センター事業に取り組んでおり、ひとり親家庭向けの各種相談を行っている。

相談を行う中で、養育費の取り決めや親権等、法律上の問題についての相談が増加したため、ひとり親家庭支援センター内で法律相談を行うようになった。

なお、ひとり親家庭支援センターは、2006 年から NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡（以下、「しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡」）が指定管理者として管理・運営をしている。

②法律相談実施までの経緯

法律相談は、しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡が 2006 年に指定管理者に選定される際、福岡県弁護士会と契約を結び、福岡県弁護士会から派遣される弁護士が担当している。

③法律相談の実施状況

法律相談は、毎週土曜日 14 時から 16 時にひとり親家庭支援センター内の相談室で実施している。一人あたりの相談時間は 30 分程度である。相談に来訪するひとり親の多くは母親であり、相談の中には DV 関係の話もあるので女性の弁護士を配置している。

福岡県弁護士会の弁護士がローテーションを組み担当しているが、月に一度は離婚問題に詳しい女性弁護士と個別に契約を結び配置している。

事前予約制で、予約はひとり親家庭支援センターで受け付けている。相談経路は、生活相談、就業相談を受け付ける中で法律相談が必要であると感じ法律相談を紹介する場合もあれば、相談希望者がインターネット等で調べて電話で直接予約する場合もある。離婚調停や公正証書の作成が必要な場合は関係先の情報を提供している。

相談室の様子



出典) 福岡市立ひとり親家庭支援センター ウェブサイトより

④相談件数と成果

土曜日に開設していることもあり、就業中のひとり親でも相談しやすいため、相談件数は、年間 100 件程度と、稼働が高い状況となっている。

各区役所でも市民相談室にて法律相談を受け付けているが、ひとり親家庭支援センターでは離婚問題に詳しい弁護士を配置していること、またひとり親家庭支援センター内に託児室があるため子どもを預けて安心して相談することができるため、相談者から好評である。

(2) 各分野でひとり親家庭への支援に携わる専門家をセミナーに招き、様々な方面から養育費と面会交流の重要性を周知 (ひとり親家庭等生活向上事業のうち家計管理・生活支援講習会等事業)

①実施の背景

福岡市が実施した福岡市ひとり親家庭実態調査 (平成 23 年度) の結果や昨今のひとり親家庭の置かれた状況から、非監護親からの養育費の取得や面会交流の取り決めについて啓発・支援の必要性を感じ、そのための周知を行っている。

特に平成 27 年度から離婚届を取りに来た市民に対し、市民課で作成し配布している離婚届の書き方に加えて、こども未来局こども部こども家庭課で作成した「養育費・面会交流について～子どものために話し合っておくこと～」というリーフレットを配布し周知するとともに、養育費や面会交流に関するセミナーを実施し、啓発も行うようになった。

②セミナーの実施状況

面会交流に関するセミナーは、養育費の基本的な知識を身に着け、将来にわたる養育費の受け取りや面会交流に役立てる「養育費・面会交流セミナー」と、養育費、面会交流という言葉を使うとテーマに関心のある父母は参加するものの、面会交流に抵抗のある監護親やテーマにあまり関心のないひとり親が参加しないことから、自身もひとり親である精神科医が登壇し自身の体験談の中から面会交流の重要性を講談する「ひとり親家庭の子育てと子どもの気持ち」の2種類のセミナーを実施している。

「養育費・面会交流セミナー」では、離婚問題に詳しい弁護士と公益社団法人 家庭問題情報センターの担当者を年に2回ずつ講師として招き、年に計4回実施している。

「ひとり親家庭の子育てと子どもの気持ち」では、精神科医という専門職の立場から仕事や子育ての両立等のひとり親家庭の子育てに関する悩みや疑問についてヒントを得る講座の中で、子どもの成長に父母との関わりが重要であることを説明し面会交流の必要性を伝えている。


福岡市ひとり親家庭支援センター セミナー開催のお知らせ

平成28年度

養育費・面会交流セミナーⅣ

日時：2月25日(土) 13:30~15:30

- ◆場 所：福岡市立ひとり親家庭支援センター 3階 技能習得室
- ◆講 師：相原 わかばさん（女性協同法律事務所 弁護士）
- ◆内 容：養育費の取り決め方、養育費の額、公正証書の作成方法、面会交流、調停、強制執行の手続きなど、質疑応答
- ◆対 象：ひとり親家庭及びお子さんがいて離婚を考えている方
- ◆定 員：15名 月曜日休館
- ◆託 児：あり（無料・要予約）



養育費を
もらいましょう!


【申込み・問い合わせ先】

ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門2丁目9-16

電話での申し込み可 ☎715-8805

<http://www.fukspc.com>



出典) 福岡市立ひとり親家庭支援センター 資料

上記以外にも、事業枠内で親子の交流を深め、ひとり親家庭の父母には料理全般を、子どもには自炊を学んでもらうために、市内の料理講師を招き、「親子クッキング」を開催している。

なお、「親子クッキング」などは、主に市政だよりとひとり親家庭支援センターホームページで広報している。

親子クッキング 開催のお知らせ



出典) 福岡市立ひとり親家庭支援センター 資料

③参加実績と効果

1回のセミナーの定員は15名程度であるが、毎回セミナーには10名程度参加者がいる。セミナーをきっかけにひとり親家庭支援センターへ支援の申し込みや相談者数が増加した。

離婚届配布時のリーフレットの効果と、養育費・面会交流への関心の高まりもあって離婚前父母のセミナー参加もある。

④養育費・面会交流に関するリーフレットの作成

福岡市では、各区役所で配布されている離婚届の書き方には養育費と面会交流に関する取り決めのチェック欄について解説がなされていないことをきっかけに、こども未来局こども部こども家庭課では、新たに離婚届に挟み配布するリーフレットとして「養育費・面会交流について～子どものために話し合っておくこと～」を作成した。

配布にあたっては、まず市民課と相談し、合意を得た後に、各区役所の担当者へ相談をし、印刷および各区役所への配付は、こども未来局こども部こども家庭課が負担している。また、離婚届への差し込み及び市民への配布は、各区役所の離婚届の担当窓口が担当している。

各区役所へ相談する際には、子どもの成長にとって養育費と面会交流がいかに重要かを説明するだけでなく、離婚届を受理する際には養育費と面会交流に関する取り決めのチェック欄について質問があったときに説明資料として使用できるという窓口業務におけるメリットもあわせて説明し、協力を得ることができた。

離婚届に挟み配布しているリーフレット 養育費・面会交流について～子どものために話し合っておくこと～

養育費・面会交流について
～子どものために話し合っておくこと～

養育費とは

養育費とは、子どもに必要な食費、教育費、医療費などの生活費のことです。夫婦は離婚しても、父親母親としてお子さんを育てる大きな責任があります。

取り決めの方法	金額の決め方	金額の変更
養育費は、母親の収入をもとに話し合っておくのが一般的です。話し合いがまとまらなかった場合は、口約束でなく書面にし、公証役場で公正証書を作成しておくことがおすすめです。話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。	養育費の金額については、裁判官等によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見るすることができます。	養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化した場合や、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合っておくことができます。

面会交流とは

面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることにより深い安心感と自覚心を得ることができます。

面会交流の方法	取り決めの方法	父母が心がけること
面会交流の方法には、父母が話し合っておく場所（子どもが出来る）方法、遠くに行く方法、短時間で行く方法（訪問する方法）、宿泊方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。	面会交流を取り決める必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親守が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておきましょう。父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。	面会交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、良い方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守る、過大なプレッシャーをしないなどのルールを守ることが大切です。

2016年4月 子ども未来用子ども家庭課作成

Q 納めた養育費を払わないとどうなりますか？
A 公正証書に強制執行認諾事項が入っていれば、不払いになったときに強制執行ができます。話がまとまらず家庭裁判所の調停や審判で養育費を決めた場合も、強制執行により、収入や財産が差し押さえになります。

Q 離婚（別居）前に家庭内で暴力があった場合でも面会交流をしなければならないですか？
A 面会交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等によって、面会交流を控えるべき場合もあります。このような場合、話し合いができないときは、家庭裁判所の調停を利用するなどして、お互いに納得して問題を解決できるようにしましょう。調停手続を利用しても合意ができないときは、審判で決定されることになります。

養育費・面会交流についてのご相談は

◇養育費相談支援センター
電話番号：0120-965-419（携帯電話の場合は03-3980-4108）
相談時間 月・火・木・金 10:00～20:00、土曜・祝日 10:00～18:00
水曜 12:00～22:00
メール相談：info@youkuhi.or.jp

◇福岡市立ひとり親家庭支援センター（ひとり親家庭の生活上の困難、自立のための相談も承っています。）
電話番号：092-715-8805 FAX：725-7720 所在地：中央区大手門2-5-15
相談方法 面接相談、電話相談
相談時間 火～土曜日 9:00～21:00（月曜日及び12月29日～1月3日はお休みです。）
日曜・祝日 9:00～17:30
法律相談 毎週土曜日 14:00～16:00（要 事前予約）

◇福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」（離婚全般に関するご相談も承っています。）
電話番号：092-526-3788 所在地：南区高宮3-3-1
相談方法 電話相談、面接相談（要予約）
相談時間 月～土曜日 10:00～17:00（第2・第3火曜日、12月28日～1月3日はお休みです。）
日曜・祝日 10:00～16:30
毎月第2～4水曜日 13:00～16:00（要 事前予約）
法律相談 毎月第4水曜日 18:00～20:00（要 事前予約、お仕事をもちのりの方）

児童の家庭での養育、ひとり親家庭の生活上の困難、自立のためのご相談は

◇各区役所子育て支援課 家庭児童相談室

東 区	電話番号：092-645-1072	所在地：東区箱崎2-54-1
博多区	電話番号：092-419-1084	所在地：博多区博多駅前2-19-24
中央区	電話番号：092-718-1104	所在地：中央区大名2-5-31
南区	電話番号：092-559-5124	所在地：南区塩原3-25-1
城南区	電話番号：092-833-4104	所在地：城南区舞鶴0-1-1
早良区	電話番号：092-833-4357	所在地：早良区百道2-1-1
西区	電話番号：092-895-7069	所在地：西区内浜1-4-1

相談方法 面接相談、電話相談
相談時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日及び12月29日～1月3日はお休みです。）

出典）福岡市資料

⑤その他関連セミナー

事業の枠外で福岡市の独自事業として、毎年1回「ひとり親家庭のつどい」を開催し、2007年からは「養育費相談支援センター」に相談員の派遣を依頼し、養育費個別相談の時間を設けている。

【参考】

福岡市立ひとり親家庭支援センター ご案内

ご案内

福岡市立ひとり親家庭支援センターは、ひとり親家庭及び専業主婦の方に対し、各種の相談に応ずるとともに、就業支援講習会を行い、就業情報を提供すること等により、ひとり親家庭等の就業を促進し、自立を支援する福祉施設です。

ひとり親家庭とは

配偶者と死別または離婚し、現在も婚姻していない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。また、次のような方も含まれます。

- ・配偶者の生死が明らかでない方。
- ・配偶者から遺棄されている方。
- ・配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方。
- ・配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方。
- ・配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方。
- ・婚姻によらないで(母・父)となった方で既に婚姻していない方。
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力)を受けて保護命令が出されている方。

専業主婦とは

配偶者のいない方で、かつて母子家庭の母であった方をいいます。

ご利用案内

- ◆開館時間 火～土曜日 9:00～21:00
日・祝日 9:00～17:30
- ◆休館日 月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
※施設の点検で臨時休館することがあります。
- ◆利用できる人 福岡市内にお住まいのひとり親家庭の親子と専業主婦。
- ◆利用料 無料
(一部費用が必要な場合があります)



福岡市立ひとり親家庭支援センター
〒810-0074
福岡市中央区大手門2丁目5-15
TEL: 092-715-8805
FAX: 092-725-7720
E-mail: mail@fukspc.com
URL: http://www.fukspc.com
運営: 特定非営利活動法人 しんくろまざあす・ふぉーらむ・福岡

いつでも
いろいろ
いきいきと

福岡市立 ひとり親家庭支援センター

子どものこと、
仕事のこと、
気軽に話してみませんか?
私たちが応援します。
パソコンや資格が取れる
講座もあります。



困ったとき、悩んでいるときは

ひとり親家庭の方を対象に、電話や面談によりさまざまな相談を受け付けています。相談は無料です。

生活相談

離婚、子育て、健康、経済的なことなど、生活上の問題について、生活相談員が対応します。
火曜日～土曜日 9:00～21:00
日曜日・祝日 9:00～17:30

法律相談

養育費の取り決め、親権、金銭トラブルなど法律上の問題について、弁護士が対応します。(要予約)
土曜日 14:00～16:00

就業相談

職業の適性、求人の状況、履歴書や職務経歴書の書き方など、就業相談員と策定員が対応します。
火曜日 9:15～18:00
水曜日 9:15～18:00
木曜日 12:00～20:45
金曜日 12:00～20:45
土曜日 12:00～20:45
日・祝 9:15～17:00

仕事を探しているときは

無料職業紹介・求人情報提供・自立支援プログラム策定などの就業支援を行っています。
センターで受付した求人を、ひとり親家庭の求職者の方に紹介します。また、マザーズネットワークなどから提供された情報の閲覧、インターネットによる就職情報の検索ができます。就業相談員・自立支援プログラム策定員が対応します。

自立・就業のための講習会

自立・就業を支援する講習会で資格や技能を習得できます。
これから働くとするひとり親家庭の方、専業主婦の方、働く上での資格や技能を身に付けた方のために、さまざまなカリキュラム、実施期間、時間帯の講座があります。ご自分に最適な講習を選んで、募集期間中にお申込みください。

講習会名	
生活支援講習会	初めてのパソコン講座
介護福祉士受験対策講座	ワード・エクセル基礎講座
介護福祉士受験対策講座	ワード検定対策講座
秘書検定3級講座	エクセル検定対策講座
医療事務講座	アプリケーション活用講座
介護事務講座	ホームページ作成講座
簿記3級講座	パワーポイント講座
コミュニケーション基礎研修	ケアマネジャー受験対策講座
メンタルヘルス3種講座	介護実務者研修(通修)

※ 募集期間、実施期間等は、市政だよりやホームページでお知らせします。
※ 応募者多数の場合は選考します。
※ 受講料は無料です。ただし、資格取得のために検定を受験する場合、受験料は自己負担です。
※ すべての講座に託児があります。0歳から小学生までのお子様を対象です。(要事前申込)

養育費・面会交流セミナー

基本的な知識を得て、将来にわたる養育費の受け取りや、面会交流に役立つセミナーを年4回開催します。
講停や強制執行の手続きなどについて専門家のお話を伺います。

日常生活のサポート

一時的に家事・育児が困難になったとき、支援員を派遣します。
ひとり親家庭等の方で、①一時的に保育サービスや生活援助が必要な場合、②就業時に未就学児の保育が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事や保育を行います。必要書類を添えて事前に登録してください。

参加できるイベント・交流の場

親子で気軽に参加できる、楽しい交流の場があります。

- ◆ひとり親家庭の子育てひろば
ひとり親家庭のお母さん、お父さんと子どもたちが自由に交流できる場です。お子さんだけの一時預かりもしています。(要事前申込)
- ◆母子家庭のおしゃべり会
子どものこと、仕事のこと、なんでも話せる母子家庭の交流の場です。(託児有)
- ◆ひとり親家庭のつどい
関心が高いテーマでの講演会、相談会、親子で楽しめる催しなど、年1回開催しています。
- ◆夏休み学習支援事業
現役の大学生が、算数と夏休みの宿題を5日間の集中プログラムで指導してくれます。(要事前申込)
- ◆グリーンケアおしゃべり会
死別ひとり親家庭の親たちが気軽に参加でき、心置きなく話せる場です。お互いの経験を共有し、支えあう場になります。(託児有)

出典) 福岡市立ひとり親家庭支援センター 資料

以上